

【第 1 問】

《問 1》 2

老齢基礎年金の年金額は、満額777,800円（2022年度価額）に、20歳から60歳までの40年（480カ月）間のうちの保険料納付済月数を乗じて求める。設例より、20歳から32月間は国民年金の保険料を納めていないため満額受給できない。

$$\begin{aligned}\text{老齢基礎年金の年金額} &= 777,800\text{円} \times \frac{\text{納付月数}}{480\text{月}} \\ &= 777,800\text{円} \times \frac{480\text{月} - 32\text{月}}{480\text{月}} \\ &= 777,800\text{円} \times \frac{448\text{月}}{480\text{月}} \leftarrow \text{選択肢 (2)}\end{aligned}$$

《問 2》 3

「国民年金基金は、国民年金の第 1 号被保険者を対象とした、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1 口目は 2 種類の（① 終身）年金（A 型・B 型）のうち、いずれかを選択します。掛金の額は、選択した給付の型や口数、加入時の年齢等によって決まり、掛金の拠出限度額は、月額（② 68,000円）です。また、支払った掛金は、所得税において（③ 社会保険料控除）の対象となります」

<解説>

国民年金基金は、国民年金の第 1 号被保険者の老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度である。加入は口数制となっており、1 口目は、保証期間のある終身年金 A 型、保証期間のない終身年金 B 型の 2 種類から選択し、65 歳から支給開始となる。2 口目以降は、終身年金の A 型、B 型および確定年金の I 型、II 型、III 型、IV 型、V 型から選択できる。国民年金基金の掛金は、月額 68,000 円が上限であり、掛金の全額が社会保険料控除として所得控除の対象となる。

《問3》 1

1) 不適切。

付加年金とは、国民年金の第一号被保険者が、国民年金保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることで、65歳から受給する老齢基礎年金に上乗せして受給できる年金のことである。

・付加年金の額＝200円×付加保険料を納めた月数

2) 適切。

確定拠出年金の個人型年金（イデコ）は、加入者自身が掛金の運用方法を選択するため、運用実績により将来受け取ることができる年金額が増減する。

3) 適切。

小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金に備える共済制度である。毎月の掛金は、1,000円～7万円の範囲内（500円刻み）で選択可能。掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となる。なお、共済金（死亡事由以外）の受取方法は3種類あり、所得税が課される。

・一括受取り：退職所得

・分割受取り：公的年金等による雑所得

・一括受取り・分割受取りの併用：退職所得・公的年金等による雑所得

【第2問】

《問4》 2

1) 適切。

X社株式のP E Rは、15.0倍である。株価の相対的な割高・割安を判断する指標として、P E Rがある。P E Rが高い値であるほど割高・低い値であるほど割安と判断される。

$$1 \text{ 株当たりの純利益} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{発行済株式数}}$$

$$X \text{ 社株式の } 1 \text{ 株当たりの純利益} = \frac{200 \text{ 億円}}{0.5 \text{ 億株}} = 400 \text{ 円}$$

$$P E R \text{ (株価収益率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純利益}}$$

$$X \text{ 社株式の } P E R = \frac{6,000 \text{ 円}}{400 \text{ 円}} = 15 \text{ 倍}$$

2) 不適切。

X社のROE（自己資本利益率）は、10.0%である。投資家が投下した資本に対し、企業がどれだけの利益を上げているかを表す指標である。ROEの数値が高いほど資産の効率的な活用がなされている判断される。

$$\text{ROE（自己資本利益率）\%} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{自己資本}} \times 100$$

$$\text{X社のROE（自己資本利益率）} = \frac{200\text{億円}}{2,000\text{億円}} \times 100 = \underline{10\%}$$

3) 適切。

X社の配当性向（利益還元率）は、22.5%である。株主への利益還元の度合いを測る指標として、配当性向がある。一般に、配当性向が高いほど、株主への利益還元の度合いが高いと判断される。

$$\text{配当性向（\%）} = \frac{1 \text{株当たり配当額}}{1 \text{株当たり当期純利益}} \times 100$$

または

$$\text{配当性向（\%）} = \frac{\text{年間配当金総額}}{\text{当期純利益}} \times 100$$

$$\text{X社株式の配当性向（\%）} = \frac{45\text{億円}}{200\text{億円}} \times 100 = \underline{22.5\%}$$

《問5》 1

1) 適切。

《債券格付けの定義と記号（S & P 社の場合）》

格付け	意 味	投資適格性
AAA	元利金支払いの確実性は最高水準	<u>投資適格債</u>
AA	確実性はきわめて高い	
A	確実性は高い	
<u>BBB</u>	現在十分な確実性があるが、将来環境が大きく変化した場合その影響を受ける可能性がある	
BB	将来の確実性は不安定	投資不適格債 (投機的債券) =ハイ・イールド債
B	確実性に問題がある	
CCC	債務不履行になる可能性がある	
CC	債務不履行になる可能性がかなり高い	
C	債務不履行になる可能性が極めて高く、当面立ち直る見込みがない	
D	債務不履行に陥っている	

低

↑

信用リスク

↓

高

低

↑

利回り

↓

高

高

↑

価 格

↓

低

2) 不適切。

発行会社の財務状況の悪化等により、利子の支払いや償還に懸念が生じるリスクを信用リスク（デフォルトリスク）という。

金利リスクとは、債券投資において市場金利の変化に応じて債券価格が変動する価格変動リスクのことである。一般に、市場金利が上昇すると債券価格は下落して利回りが上昇し、反対に、市場金利が低下すると債券価格は上昇して利回りは低下する。

市場金利	↑	債券価格	↓	債券利回り	↑
市場金利	↓	債券価格	↑	債券利回り	↓

3) 不適切。

Y社債の利子は、申告分離課税の対象となり、利子の支払時において所得税および復興特別所得税と住民税の合計で20.315%相当額が源泉徴収等される。確定申告をしないことも選択可能である。

《問6》 1

最終利回りとは、既発債を償還まで保有した場合の利回りである。

$$\begin{aligned}\text{最終利回り (\%)} &= \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{額面100円} - \text{買付価格}}{\text{残存期間 (年)}}}{\text{買付価格}} \times 100 \\ &= \frac{0.8 + \frac{100 - 102}{5}}{102} \times 100 \div 0.392\cdots\% \quad \underline{\therefore 0.39\%}\end{aligned}$$

【第3問】

《問7》 2

1) 不適切。

原則として、所得が生じた翌年の2月16日から3月15日までの間に、納税地（一般的には住所地になる）の所轄税務署長に対して確定申告書を提出しなければならない。確定申告の期限は、3月31日までではない。

2) 適切。

【必ず確定申告をしなければならない給与所得者】

- 給与の収入金額が2,000万円を超える者
- 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える者
- 2か所以上から給与の支払を受けている者 など

3) 不適切。

《外貨預金の税金》

	利息	為替差損益
為替予約なし	20.315%源泉分離課税	<u>雑所得</u>
為替予約あり	20.315%源泉分離課税	

満期時に行き替差損が生じた場合、雑所得におけるマイナス（損）は、不動産所得など他所得のプラス（益）と損益通算することができない。

《問8》 2

Aさんの2022年分の所得税における総所得金額

- 給与所得の金額：給与収入金額－給与所得控除額

$$= \text{給与収入金額} - \text{給与収入金額} \times 10\% + 110\text{万円}$$

$$= 820\text{万円} - 820\text{万円} \times 10\% + 110\text{万円}$$

$$= 820\text{万円} - 192\text{万円}$$

$$= 628\text{万円}$$
- 不動産所得の金額：30万円
- 雑所得の金額（外貨定期預金の為替差損）：▲5万円（損益通算できない）

∴総所得金額＝給与所得の金額＋不動産所得の金額

$$= 628\text{万円} + 30\text{万円}$$

$$= \underline{658\text{万円}}$$

《問9》 3

- i) 「妻Bさんの合計所得金額は(① 48)万円以下となりますので、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、(② 38)万円です」
- ii) 「Aさんが適用を受けることができる扶養控除の額は、(③ 101)万円です」

<解説>

i) 【配偶者控除の控除額】

納税者本人の合計所得金額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下		<u>38万円</u>	48万円
900万円超	950万円以下	26万円	32万円
950万円超	1,000万円以下	13万円	16万円

控除対象配偶者とは、合計所得金額が1,000万円以下である納税者本人と生計を一にする配偶者（合計所得金額が48万円以下）である。50歳の妻Bは、2022年中に、パートタイマーとして給与収入80万円を得ている。給与所得控除額55万円を給与収入80万円から差し引くと、給与所得は25万円になる。合計所得金額は48万円以下になり、控除対象配偶者である。表より、配偶者控除の額は38万円である。なお、青色事業専従者と事業専従者は対象外。老人控除対象配偶者とは、70歳以上の控除対象配偶者のことである。

ii) 【扶養控除の控除額】

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		<u>38万円</u>
特定扶養親族（19歳以上23歳未満 ^{※1} ）		<u>63万円</u>
老人扶養親族 （70歳以上 ^{※1} ）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等 ^{※2}	58万円

※1 その年の12月31日現在の年齢

※2 納税者本人又は配偶者の父母・祖父母など

24歳の長女Cは2022年中の給与収入がない。年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）であることが控除対象扶養親族の条件である。したがって、一般の控除対象扶養親族として、扶養控除の額は38万円になる。

20歳の長男Dは2022年中の給与収入がない。特定扶養親族として、扶養控除の額は63万円になる。∴38万円＋63万円＝101万円

【第4問】

《問10》 2

①建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、および、準防火地域内に耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。さらに、甲土地は、特定行政庁が指定する角地であれば、建蔽率は10%緩和されるが該当しない。また、②建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

① 建蔽率の上限となる建築面積＝敷地面積×建蔽率

$$=500\text{m}^2 \times (60\% + 10\%)$$

$$=350\text{m}^2$$

② 容積率の上限となる延べ面積＝敷地面積×容積率

$$=500\text{m}^2 \times 200\%^{**}$$

$$=1,000\text{m}^2$$

$$※ 8\text{m} \times 4/10 = 32/10 \Rightarrow 320\% > 200\% \text{ (指定容積率)}$$

$$\therefore 200\%$$

《問11》 3

1) 適切。

建設協力金方式の場合、土地所有者であるAさんが建物を建設する際、テナントであるX社が差入れた建設協力金を建設費の支払いに充当する。Aさんは借入れすることなく、土地・建物の所有権を持つことになる。建設協力金は、「保証金・敷金」と名称を変えて、賃貸借契約期間終了時までAさんからX社に均等返済する。建設資金は、契約期間中に賃料と相殺する形で返済するのが一般的である。なお、X社が撤退すると、汎用性の低い建物の場合は後継テナントが付きにくいというリスクがある。

2) 適切。

建設協力金方式により、Aさんが店舗をX社に賃貸した後に亡くなったとする。相続税の課税価格の計算上、店舗は貸家として、甲土地は貸家建付地として評価されるため、相続税額の軽減効果がある。

3) 不適切。

本肢は、定期借地権方式の記述である。賃貸借契約満了後、店舗を撤去して、甲土地を更地にして返還する必要はない。

《問12》 1

1) 適切。

事業用定期借地権方式の場合、期間を定めて土地を貸すため、甲土地を手放さずに安定した地代収入を得ることができる。土地の所有権はAさんであり、建物の所有権はX社である。期間満了後、X社は土地を更地にしてAさんに返還することになる。

2) 不適切。

事業用定期借地権の場合、借地権契約の更新はない。

3) 不適切。

事業用定期借地権の設定契約を締結する場合の契約方式は、公正証書に限る。

区分	普通借地権	定 期 借 地 権			
		一般定期借地権	事業用定期借地権		建物譲渡特約付 借地権
			短期型 (2項)	長期型 (1項)	
建物 利用目的	制限なし	制限なし	専ら事業の用に 供する建物に限る (居住用建物は除く)		制限なし
存続期間	30年以上	50年以上	10年以上 30年未満	30年以上 50年未満	30年以上
借地権契約 の更新	最初の更新 ：20年以上、 その後 ：10年以上	なし			
借地関係の 終了	法定更新 あり	期間満了	期間満了		建物所有権が地主 に移転したとき
契約方式	制限なし	公正証書等の書面	<u>公正証書に限る</u>		制限なし

【第5問】

《問13》 1

1) 適切。

自筆証書遺言を作成した者は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請できる（2020年7月10日施行）。なお、遺言書保管所に保管されている遺言書は、家庭裁判所の検認が不要となる。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要※	不要	必要

※遺言書保管所の保管は不要

2) 不適切。

相続人の遺留分を侵害する遺言は、無効になることはなく、有効である。ただ、遺言により遺留分を侵害された相続人は、遺留分侵害請求によって侵害額を金銭で請求できる。

3) 不適切。

遺言が無効となった場合、相続財産は法定相続分に従って相続人の共有財産となるのが原則であるが、遺産分割協議をする方法等も選択できる。

《問14》 3

1) 適切。

相続税の計算における遺産に係る基礎控除額は、「3,000万円＋600万円×法定相続人の数」の算式により算出する。法定相続人の数は、配偶者の妻Bと長男C・長女Dの計3人であるため、4,800万円となる。

2) 適切。

自宅敷地（220㎡・4,500万円）の相続税評価は330㎡限度に80％評価減になるため、20％評価となる。したがって、相続税の課税価格に算入すべき価額は、900万円*となる。

自宅の相続税評価額＝4,500万円×（1－0.8）

＝900万円

【小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例】

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	<u>330㎡</u>	<u>80%</u>
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

3) 不適切。

相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内にAさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

《問15》 2

【相続税の総額を求める】

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。

設例では、法定相続分は、妻Bさんが $\frac{1}{2}$ 、長男Cさんが $\frac{1}{4}$ 、長女Dさんが $\frac{1}{4}$ となる。

課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は、1億円である。

● 法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

・妻Bさん：1億円 $\times\frac{1}{2}=5,000$ 万円

・長男Cさん：1億円 $\times\frac{1}{4}=2,500$ 万円

・長女Dさん：1億円 $\times\frac{1}{4}=2,500$ 万円

● 法定相続分に応じた取得金額に係る相続税額（速算表で計算）

・妻Bさん：5,000万円 $\times 20\% - 200$ 万円 $=800$ 万円

・長男Cさん：2,500万円 $\times 15\% - 50$ 万円 $=325$ 万円

・長女Dさん：2,500万円 $\times 15\% - 50$ 万円 $=325$ 万円

● 相続税の総額

800万円 $+ 325$ 万円 $+ 325$ 万円 $=1,450$ 万円